

## 氷川町広告掲載要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、民間企業等との協働により町の新たな財源を確保し、町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする広告事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告事業 町の資産等を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することをいう。
- (2) 広告媒体 次に掲げる町の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
  - ア 町の広報紙及び印刷物
  - イ 町のWEBページ
  - ウ その他広告媒体として活用できる資産等で、町長が適当と認めるもの
- (3) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は表示することをいう。
- (4) 広告主 広告媒体への広告を掲載する者をいう。
- (5) 広告付物品 広告掲載を伴った物品をいう。

### (広告の範囲)

第3条 掲載できる広告は、町民生活に関連したものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 広告媒体としての公共性、中立性及び品位を損なうおそれがあるもの
  - (2) 政治的若しくは宗教的活動に利用するおそれのあるもの又は意見広告若しくは個人の宣伝に係るもの
  - (3) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
  - (4) その他掲載することが適当でないと町長が認めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

### (広告の掲載順位)

第4条 広告の掲載順位は、次のとおりとする。

- (1) 事業内容が公共的性格を有する企業等に係る広告
- (2) 町内に事業所等を有する企業等に係る広告

(3) その他のもの

- 2 前項の規定により同順位の広告が2以上あるときは、申込み順位によるものとする。

(広告事業について定める事項)

第5条 広告事業の実施について必要な事項は、それぞれの広告媒体ごとに別に定める。

(審査会)

第6条 広告掲載基準の検討及び広告媒体に掲載する広告の適否を審査するため、氷川町 広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会の委員長は、副町長をもって充てる。
- 3 審査会の委員は、各課（局・室）長をもって充てる。
- 4 委員長は、審査会の会務を総理する。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 6 審査会の庶務は、企画財政課において処理する。

(会議)

第7条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、新たな広告媒体の選定の可否について 審査する必要があるとき又は広告掲載の内容等に関し疑義が生じた場合において委員長が必要と認めるときに、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員長がその議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(広告掲載の取消し)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき。
  - (2) 指定する期日までに広告原稿を提出しないとき。
  - (3) その他広告について審査会の意見を聴いて、適当でないと町長が認めるとき。
- 2 町は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、当該広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

(広告掲載料の返還等)

第9条 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰すことのできない事由により広告を掲載できなかつたときは、広告掲載料を返還するものとする。

(広告掲載の責任)

第10条 掲載された広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとし、町は一切これに関与しない。

(提供された広告付物品等の取り扱い)

第11条 広告付物品等の提供の申し入れがあつた場合は、この要領及び別に定める広告掲載基準等の関連規定に準じて取り扱うものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、広告の取り扱いに関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。